

# 日本統計学会委員会規程

一般社団法人 日本統計学会

## (総則)

- 第1条 一般社団法人 日本統計学会（以下「本会」という。）は、事業を分掌させるため以下の委員会を設置する。
- 2 常時設置する委員会（以下「常設委員会」という。）はホームページ等で公示される。
  - 3 新たな常設委員会の設置および廃止は、理事会の議を経るものとする。
  - 4 他に必要が生じた場合には、理事会の議を経て臨時の委員会を設置または廃止できる。

## (目的)

- 第2条 委員会は、本会のおのおの定められた会務の執行にあたり、併せて統一した意見の決定により理事会の諮問にこたえ、又意見を具申する機関とする。

## (構成員)

- 第3条 委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 2 委員会には、委員長を会員の中より1名置く。
  - 3 委員会には、委員を会員の中より数名置く。

## (委員の任期)

- 第4条 常設委員会の委員の任期は、原則として2年とする。
- 2 常設委員会の委員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、その任務を行うものとする。
  - 3 臨時委員会の委員の任期は、その都度定める。

## (委員会の構成)

- 第5条 常設委員会の委員長は、理事の1名になる。ただし、固有の委員会規則に選出の記載がある場合はそれに従う。
- 2 委員会には、委員長の他必要に応じて副委員長を置く。
  - 3 副委員長が必要な場合は、委員中より委員長が委嘱する。
  - 4 委員長は、必要に応じて委員の増員を理事会に要請することができる。
  - 5 委員長は、委員に特別な事情が生じた場合で、他の全委員が同意した場合に限り、任期中でも委員の任を解くことができる。但し会長に報告する必要がある。

## (小委員会の設置)

- 第6条 委員会は必要に応じて、小委員会を設置することができる。

(委員会の招集)

第7条 委員会は委員長が招集する。ただし、互選により委員長を決める場合は、委嘱後最初の委員会の招集は会長が行う。

(委員会の運用)

第8条 委員長は理事会の承認を得て当該委員会の運用上の細則を定めることができる。

付則

1. 本規程は平成23年4月1日より施行する。
2. 本改定版は平成25年6月15日より施行する。
3. 本改定版は平成26年3月7日より施行する。
4. 本改定版は平成28年3月4日より施行する。
5. 本改定版は平成30年6月10日より施行する。
6. 本改定版は平成31年3月9日より施行する。
7. 本改定版は令和2年5月30日より施行する。
8. 本改訂版は令和3年6月12日より施行する。